#### (ウ) 保護観察官・先輩保護司等のサポート

#### i 法務省における保護司による相談に関する取組

保護司による相談に対する支援に関して、平成 24 年提言では、 i )新任保護司の育成のため、保護観察所長は、保護司が保護観察事件等を担当しているときは、きめ細かな指導、助言を行うよう配慮する、ii )保護司会においては、新任保護司の処遇能力向上のため、保護司同士による処遇会議や情報交換会を積極的に開催することが必要であるなどとされている。

これを踏まえ、法務省は、平成 26 年の基本的指針において、経験年数の少ない保護司、特に新任保護司に対する相談支援体制の充実や保護司の組織的活動の効率化を図るため、次のとおり定めて取組を進めている。

- i)保護観察所は、経験年数の少ない保護司の不安や悩みを速やかに解消するため、その活動状況や心情の把握に努めるとともに、当該保護司の活動に係る不安等について気軽に相談するよう積極的に促すこと。具体的には、定期駐在や定例研修等の機会に、経験年数の少ない保護司の相談に応じる場を積極的に設けることや、保護観察事件等を担当している保護司から報告書が提出された機会等を利用して、きめ細かな助言等を行うことなどが考えられる。
- ii)保護司会においても、例えば、相談に応じる保護司をあらかじめ指定するなどして、 経験年数の少ない保護司を組織的に支える体制を構築すること。
- iii) 保護司会は、個々の保護司が持つ悩みや情報を共有できるよう、例えば、年齢別、 性別、委嘱年別等の横断的な交流の場を設けるなど、保護司同士の交流の活発化に努 めること。

#### (最近の動向)

法務省は、平成 31 年の改訂後の基本的指針において、次のとおり定めて取組の一層 の強化を図っている。

- i) 保護司会においても、例えば、相談に応じる保護司をあらかじめ指定するほか、更 生保護サポートセンターを有効に活用したり、保護司を退任した人から助言を得られ る機会を設定するなどして、経験年数の少ない保護司を組織的に支える体制を構築す ること。
- ii) 保護司会は更生保護サポートセンターを積極的に活用し、その機能の一つである経験年数の少ない保護司に対する相談支援等に努めること。

また、保護観察対象者が拒否しているなどの理由で保護司と面接できていない保護観察事件があることから、保護観察対象者の来訪を確保するための措置として、法務省は、「保護観察対象者の来訪の確保について(通知)」(令和元年7月9日付け法務省保観第26号法務省保護局観察課長通知)において、保護観察所長に対して「更生保護サポートセンター等における定期駐在や、地域別定例研修等の機会に保護司が気軽に保護観察官

に相談できる場を積極的に設けるなど、保護司に対する相談支援体制の充実に一層努めること」を求めている。

#### (保護観察所における保護司からの相談対応の取組)

調査対象とした 17 保護観察所管内の 68 保護区を担当する保護観察官 (注) における保護司からの相談対応の取組状況について調査したところ、表 3-(1)-ア-(り)-①のとおり、42 保護区の保護観察官 (61.8%) は、地域別定例研修や、更生保護サポートセンターへの定期駐在、報告書の受領等の際に、保護司から相談を受ける場を設けているとしている。中には、保護司活動全般を質問の対象とする「なんでも質問用紙」を地域別定例研修の際に保護司に配布し、相談したい時にいつでも提出して相談できるよう配慮している例がみられた。

(注) 調査対象とした 68 保護区を担当している保護観察官等を選定している。一つの保護区について複数の 保護観察官が担当している場合や、一人の保護観察官が複数の保護区を担当している場合があるが、これらの場合でもそれぞれ一保護区一保護観察官として扱っている。また、保護観察官の代わりに 当該保護区の状況を熟知している統括保護観察官等に聴取している場合もある。

# 表 3-(1)-ア-(ウ)-① 調査対象保護区を担当する保護観察官における保護司からの相談対応の 取組状況

(単位:保護観察官、%)

区分	相談を受ける場を設けている	相談を受ける場を設けていない
保護観察官	42 (61.8)	26 (38. 2)

(注) 保護観察所(保護観察官)への実地調査の結果による。

# [相談したい時にいつでも相談できるよう配慮した取組を行っている例]

自分から進んで主任官に相談することが苦手な保護司や、地域別定例研修等の場で主任官が時間の制約から相談対応ができない保護司、対面で相談することが苦手な保護司を考慮した上で、保護司が主任官に対して相談しやすい環境を作るための取組を行っている。

具体的には、地域別定例研修や保護司会総会等において、主任官から保護司に対して積極的にコミュニケーションを取ることで、自分から進んで主任官に相談することが苦手な保護司に対しても相談の機会を提供している。また、地域別定例研修等の場で主任官が時間の制約から相談対応ができない保護司に対しては、地域別定例研修の際、保護司活動全般に関する相談を受け付けるための「なんでも質問用紙」を配布することにより、広く相談の機会を提供している。また、同質問用紙の配布は、書面での相談を可能にすることにより、対面で相談することが苦手な保護司が主任官に相談しやすい環境作りも兼ねて行っている。

なお、この主任官は、新任保護観察官を指導する際に、上記取組の内容を情報共有しており、その情報共有を受けた保護観察官の中には、上記取組と同様の取組を始めている者もいる。(仙台保護観察所保護観察官)

(注) 保護観察所(保護観察官)への実地調査の結果による。

一方、残りの26保護区の保護観察官(38.2%)は、相談を受ける場を設けていないとしている。こうした保護観察官の中には、その理由として、「できるだけ保護観察所にい

るようにして、相談があれば対応できるようにしている」、「相談がある場合は保護司が 個別に主任官に連絡してくる」などが挙げられた。

#### [保護観察官において保護司から相談を受ける場を設けていない理由(主なもの)]

- ・ <u>相談がある場合は保護司が個別に主任官に連絡してくる</u>ことから、特段の支障は生じていない。 (名古屋保護観察所保護観察官)
- ・ 保護司が報告書の提出に併せて主任官に相談することが多いことから、毎月1日から10日頃まではできるだけ保護観察所にいるようにして、相談があれば対応できるようにしている。(鳥取保護観察所保護観察官)
- ・ 保護区の管内に保護観察所があるため、相談を受けることを目的とした更生保護サポートセンターへの定期駐在は行っていない。(和歌山保護観察所保護観察官)
- ・ 保護司からの随時の電話や保護司の来所の際に相談を受けている。(福岡保護観察所保護観察官)
- (注) 保護観察所(保護観察官)への実地調査の結果による。

#### ii 保護司会における保護司の悩み等を解消するための取組

調査対象とした 68 保護司会における保護司の悩み等を解消するための取組の状況について調査したところ、表 3-(1)-ア-(ウ)-②のとおり、24 保護司会 (35.3%) において、保護司が相談できる場を定期的に設けるなどの取組を行っているとしている。具体的には、経験年数の少ない保護司の悩み等に先輩保護司が応じる座談会を開催している例や、委嘱年次別に保護司を集めて保護観察官等を交えて保護司の悩み等に応じる情報交換会を開催している例などがみられた。

#### 表 3-(1)-ア-(ウ)-② 調査対象保護司会における保護司の悩み等を解消するための取組状況

(単位:保護司会、%)

区分	取組を行っている	取組を行っていない
保護司会	24 (35.3)	44 (64.7)

<sup>(</sup>注) 保護司会への実地調査の結果による。

#### [保護司会における保護司の悩み等を解消するための取組の例(主なもの)]

- ・ 平成 26 年度以降、毎年 8 月、「保護司活動で困っていること」等をテーマとして、委嘱期間 5 年以下 (28 年度までは委嘱期間 10 年未満)の保護司を対象に意見交換等の場「若鮎の会」を開催している。この会では、参加者をグループに分けて意見交換を行ったり、全員で交流会を行ったりしている。30 年度には、3 日間に分けて開催し、対象保護司 75 人中 49 人(約65%)が参加した。
- ・ 平成 26 年度以降、毎年 2 月、女性保護司特有の悩みの共有や解消等を目的として、女性の保護司であれば誰でも参加できる語らいの場「ひな祭り女子会」を開催している。この会は、事務局長(女性保護司)が発案し自らが中心となって開催している。保護司会は、「毎年、女性保護司のほとんどが出席しており、好評である。」としている。
- ・ 平成 29 年度以降、保護司のサポート及び保護司間の交流を目的として、委嘱年次別に保護司を 集めて情報交換会を開催している。情報交換会には、i)新任保護司を対象として、先輩保護司や

保護観察所職員との交流を図るもの、ii) 委嘱後 5 年、10 年を経過したベテラン保護司を集めて 委嘱年次別に開催するものがあり、処遇活動に当たって保護司が日頃抱えている悩みや不安のほ か、保護観察対象者との面接等を行う際の工夫などについて情報交換を行っている。この情報交 換会では、保護観察官等が同席して、保護司の処遇活動の悩みや相談に対するアドバイスを行っ ており、保護司だけでは対応することが困難な悩み等についても解決できている。また、保護司の 委嘱年次別に情報交換会を開催することで、経験年数が同程度の他の保護司が抱える悩みや解決 方法等を共有することができるほか、保護司間の親睦を深める機会となっている。

- ・ 平成28年度以降、新任保護司(委嘱2期目・3期目)と企画調整保護司(注)との座談会形式による研修会「新任さんいらっしゃい」を開催している。保護司会では、「近年、事件数の減少に伴い事件を持たない保護司がみられるようになり、保護司を務めていることに意味があるのかなどの疑問がある、委嘱前にイメージしていた保護司活動と異なるなどとして、途中退任する保護司が出てくるようになった。この状況が継続した場合、今後、保護司の担い手確保も懸念されることから、途中退任を食い止めるため、新任保護司の悩みを聞くとともに、先輩保護司から、保護司としてのやりがいなどの経験談を紹介し、新任保護司に対して保護司としてのモチベーションを持続させることを目的に開催することにした。」と説明している。30年度は、27年度に委嘱を受けた14人の保護司を対象に開催した。2期目・3期目の保護司を対象としている理由は、i)1期目は、保護観察所が開催する新任保護司研修の機会もある、ii)1期目で直ちに退任しようと考える保護司は少なく、保護司としての活動に疑問等を感じ始めるのは2期目以降であるためとしている。
  - (注) 企画調整保護司は、経験等を勘案して、新任保護司を始めとする保護司の処遇活動に関する相談への対応などの役割を十分担うことができる保護司の中から保護観察所の長により指名され、更生保護サポートセンターに駐在している保護司である。
- (注) 保護司会への実地調査の結果による。

また、困ったことがあれば相談するよう保護司に対する周知を徹底していた保護司会の中には、「モチベーションが低下し退任の意向を示した保護司に対し、担当地区外の保護観察を担当させたことで退任を防ぐことができた例」のとおり、保護司の悩みが解消されて退任を防ぐことにつながった例がみられた(再掲)。

## [保護司の退任を防ぐことのできた例]

委嘱後、保護観察事件等の担当がなかったことによるモチベーションの低下を理由に退任の意向を示した保護司について、保護司会長が主任官に相談した結果、当該保護司の担当地区(小学校区)外の保護観察事件を担当に指名することで退任を防いだ。[再掲]

当該保護司が所属する保護司会では、所属する保護司の処遇活動等における不安・悩みを解消するため、総会等の場で、保護司会長から、何か困ったことがあれば、まずは地域の理事に相談するよう徹底していた経緯がある。このため、モチベーションが低下した保護司は、同じ中学校区内の理事に退任を申し出て、この理事が保護司会長に伝え、同会長が主任官に相談した結果、本来は当該保護司の担当ではない近隣の保護観察事件を割り振って担当させたことによって当該保護司の退任を防ぐことができた。

(注) 保護司会への実地調査の結果による。

一方、残りの44保護司会(64.7%)は、特段の取組は行っていないとしている。その理由は、「地域別定例研修や保護司会の活動を通じて保護司間の情報交換を行っている」、「処遇に係る個別具体的な話はできない」、「保護司一人当たりの事件数が少ないので、

特別な取組を実施するほどの必要性を感じていない」などが挙げられた。

#### [保護司会において保護司の悩み等を解消する取組を行っていない理由(主なもの)]

- 地域別定例研修や保護司会の活動を通じて保護司間の情報交換を行っている。
- ・ 中学校区1~4校区をまとめて「中学校区自主研修」を実施しており、少数で密な意見交換等を 実施することで、保護司同士の顔が見える関係を築くことができている。
- ・ 更生保護サポートセンターの開設により、企画調整保護司が常駐することから、保護司の処遇活動等に関する相談に随時対応可能である。
- ・ 保護司同士といえども、守秘義務のため<u>処遇に係る個別具体的な話はできない</u>ので、処遇に係る 個別具体的な話は主任官に相談するよう会員の保護司に伝えている。
- 保護司一人当たりの事件数が少ないので、特別な取組を実施するほどの必要性を感じていない。
- (注) 保護司会への実地調査の結果による。

#### iii 保護司における保護観察官又は他の保護司への相談の状況

保護観察事件を担当したことのある保護司における保護観察官や他の保護司に対する相談状況について、アンケート調査の結果によると、表 3-(1)- $\mathcal{P}$ - $(\mathfrak{p})$ - $(\mathfrak{g})$ -

#### 表 3-(1)-ア-(ウ)-③ 保護観察官や他の保護司に対する相談状況

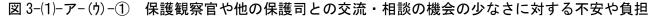
(単位:%)

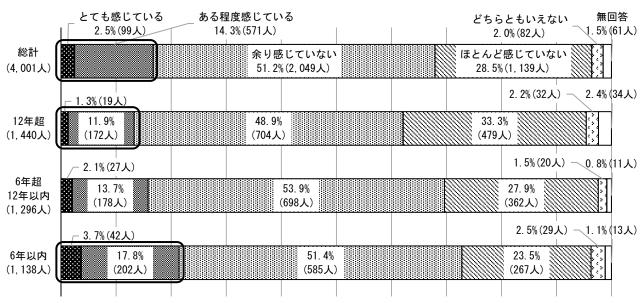
区分		他の保護司への相談				
		している	していない	これまで困った ことや悩んだ ことがない	無回答	計
保	している	<u>43. 1</u>	27. 0	0.9	2. 1	<u>73. 1</u>
護	していない	5. 8	<u>15. 3</u>	0.8	0. 1	22. 0
保護観察官への相談	これまで困った ことや悩んだ ことがない	0. 1	0.4	2. 7	0.0	3. 2
	無回答	0.6	0.4	0.1	0.6	1.7
	計	<u>49. 6</u>	43. 1	4. 5	2.8	100

- (注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。
  - 2 調査の対象は、保護観察事件を1件以上担当したことがある保護司3,384人である。
  - 3 「している」の割合は、「いつもしている」又は「時々している」と回答した保護司の全体に占める割合である。
  - 4 「していない」の割合は、「余りしていない」又は「全くしていない」と回答した保護司の全体に占める割合である。

#### (保護司の保護観察官や他の保護司との交流・相談の機会に対する不安・負担)

保護観察官や他の保護司との交流・相談の機会について、アンケート調査の結果によると、図 3-(1)-ア-(ウ)-①のとおり、16.8%の保護司は、少ないことに不安や負担を「感じている」と回答している。経験年数別にみると、12 年超の保護司では 13.2%が不安や負担を「感じている」と回答しているのに対し、6 年以内の保護司では 21.5%が不安や負担を「感じている」と回答しており、経験年数が少ないほど不安や負担を感じている割合が高い。





(注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。

の整備を望む意見や要望が聴かれた。

- 2 経験年数別については、委嘱年月日が無回答であった保護司127人を計上していない。
- 3 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

また、実地調査において、保護観察官や他の保護司との交流・相談の機会が少ないことについて不安や負担に感じているとしている保護司 17 人から、その具体的な内容を聴取したところ、保護観察官との交流・相談については、「主任官と会えるのは地域別定例研修等に限られている」、「主任官と話をする機会が余りなく、主任官がどのような人か分からない」といった意見が聴かれた。また、他の保護司との交流・相談については、「個人情報保護の観点から、自分が担当する事件の具体的内容を伝えてはいけないため、事件の対応に関して困ったときでも気軽に相談できない」、「保護司同士の交流が少ない」といった意見が聴かれた。中には、保護観察官や他の保護司との交流・相談に関して、「主任官への相談や意見交換等の機会を充実させてほしい」、「主任官から保護司に対して気軽に相談できる旨の呼び掛けを行ってくれれば、新任保護司等も主任官に対する相談を

行いやすくなる」、「各保護司間の個人的なつながりを強化し信頼関係を築くことで、個人的な悩みや不安について相談しやすい環境を作る必要がある」など相談しやすい環境

# 〔保護観察官や他の保護司との交流・相談の機会が少ないことについての不安や負担の具体的な内容(主なもの)〕

区分	内容
保護観察官	・ <u>主任官と会えるのは地域別定例研修等に限られている</u> ため、保護司が考える問題点等に関して主任官と意見交換をする場がないことが少し不満である。主任官その他、 企画調整課長等の職員も一緒に話し合う機会を設けてほしい。
	・ <u>主任官と話をする機会が余りなく、主任官がどのような人か分からない</u> ため、頼っ たことがほとんどない。
	・ 保護観察所の保護観察官についても、地域別定例研修とその後の交流会くらいしか接する機会がなく、思うような交流が持てないことが残念である。他の保護司や保護観察官と交流が持てるようになれば、処遇方法等で悩むことがあっても、気軽に相談や情報交換ができると思うが、そのような関係を構築できておらず、相談する相手がいないので不安である。保護観察所に対しては、保護司と保護観察官が交流を持てる機会を設けてもらいたい。これらの機会を通じて、処遇方法等で悩んだときに気軽に相談できるようなつながりを持てるようになる。
	・ 主任官と接触する機会が少ないと感じており、主任官にはもっと市に来てもらいたいとの思いはある。しかし、主任官は他の地域も担当するなど多忙であり、また、自分が配属されている保護区は、事件数が少ない地域であることから、遠く離れた当地まで来ることを求めるのも気の毒と思うので、仕方ないと思っている。
	<ul> <li>不安や負担に感じている理由は、対象者についてはまだしも、その家族一人一人のことまで主任官がその全てを把握できるわけではないことから、自分で考え、判断すべきことが多く、他人に相談できることが限られるため。主任官が事件について様々な情報を得てその全てに関与するには無理があり、当然限度があると理解しているので、相談等の機会が少ないことはやむを得ないと思っている。</li> </ul>
他の保護司	・ 同じ保護区内の他の保護司に対しては、対象者の個人情報保護の観点から、自分が 担当する事件の具体的内容を伝えてはいけないため、事件の対応に関して困ったとき でも気軽に相談できない。今後、事件を担当する上で不安である。ただし、これまで 担当した事件では、対象者が素直であったため、特に困ったことはなかった。
	・ <u>保護司同士の交流が少ない</u> 。総会等の会合に出てこない保護司がいる。研修会等の 機会を利用し、保護司は保護司会の集まりに出席するよう理事が声掛けしている。
	・ 薬物(覚醒剤)事犯を担当する保護司が少なく、そのような保護司から話を聞けないため、保護観察の類似事例を知る機会が少ないと感じている。
	・ 特に共犯者がいる少年事件においては、保護観察中の少年は、仲間の少年同士で情報交換をしていることから、保護司の側も、共犯者を担当する保護司との情報交換が必要と考えるが、個人情報保護の観点から、保護司間の連携が十分に行われていないような気がする。
	・ 保護司活動に関する情報交換等を行う機会が少ないので、不安に感じることがある。対策は、保護司の研修会や総会等の場において、他の保護司との交流・相談の機会を増やすことと考える。
	・ 自身は、研修や会議によく出席している方だが、他の保護司は欠席することが多く、他の保護司と交流する機会が少ない。自身が所属する支部には保護司が40人いるが、その中でも連絡先を知っているのは5人程度である。他の保護司や保護観察官と

交流が持てるようになれば、処遇方法等で悩むことがあっても、気軽に相談や情報交換ができると思うが、そのような関係を構築できておらず、相談する相手がいないので不安である。保護司会に対しては、支部や校区単位の保護司同士が交流を持てる機会を設けてもらいたい。

(注) 保護司への実地調査の結果による。

# [保護観察官や他の保護司との交流・相談の機会についての意見(主なもの)]

区分	内容
保護観察官	・ 自分が保護司に委嘱された当時、保護区には、主任官が常駐しており、その場ですぐに相談できた。今は月一度程度の来訪なので、その点では少し物足りなく感じるが、相談に対応してくれることには有り難いと思っている。
	・ 地域別定例研修や公開ケース研究会等のイベントのほかにも、 <u>主任官への相談や意見</u> 交換等の機会を充実させてほしい。
	・ 主任官はおおむね2年ごとに交代しているが、相談しやすさや対応の良さは主任官によりばらつきがある。主任官から保護司に対して気軽に相談できる旨の呼び掛けを行ってくれれば、新任保護司等も主任官に対する相談を行いやすくなるのではないか。
	・ 研修会の後等に主任官と個別に話す機会があればよい。
他の保	・ 同じ地域の保護司と情報交換を行う場所や機会があれば有り難い。
護司	・ 各支部の少人数の保護司で集まり、相談会等を開催し、 <u>各保護司間の個人的なつながりを強化し信頼関係を築くことで、個人的な悩みや不安について相談しやすい環境を作る必要がある</u> と考えている。
	・ 保護司会別又は地区別の情報交換会があるが、地域が狭く、保護司は地域の婦人会等他の団体と兼任していることが多いことから、地域の実情に詳しい者が多く、僅かな情報でも、各保護司が受け持っている保護観察対象者を割り出すことができてしまう。このため、個別のケースに踏み込んだ相談をすることには忌避感があり、地区別の情報交換会では、個別に踏み込んだケースの相談や処理の仕方の情報共有が難しいように考える。
両方	・ 少年事犯の場合、保護観察対象者同士がグループ化しており、自身が担当している保護観察対象者についても、面接している中で、別の保護観察対象者の素行が話題に上がることがある。このため、担当保護司と主任官を交えてケース会議を開催し、各保護司が担当する保護観察対象者から得られた情報等を共有することができれば、保護観察対象者の環境の把握や、更生保護に資すると考える。
	<ul><li>同僚保護司や主任官に相談できる場がもっとたくさんあると有用であると思うので、 そのような場を設けてほしい。</li></ul>
	・ 処遇については担当の保護観察官、地域の人間関係については地域の保護司など、保 護司として分からないことがあったときに聞けるよう、連絡先が分かっていればよいと 思う。

(注) 保護司への実地調査の結果による。

#### (保護司の保護観察官や他の保護司に対する相談の状況)

調査対象とした保護司 136 人から、保護観察等において困ったときや悩んだときの相談の状況について聴取したところ、保護観察官については、「保護観察対象者 (ぐ犯少年) との距離の取り方に迷った」、「保護観察対象者とうまくコミュニケーションが取れず、状況をうまく聴取できなかった」など保護観察対象者への対応方法等に困ったり悩んだりしたことについて相談した結果、「主任官が親身に話を聞いてくれていることもあって、相談することにより悩みや不安の解決につながっている」、「保護観察対象者とのコミュニケーションが円滑になった」などの意見が聴かれた。

#### [保護観察官への相談内容と相談後の状況(主なもの)]

- ・ 保護観察事件及び生活環境調整事件の両方について、<u>保護観察対象者(ぐ犯少年)との距離の取り方に迷った</u>際に、対象者との面接後、経過報告書を保護観察所に送付する際等の処遇活動の区切りごとに電話連絡等により主任官に相談している。主任官が親身に話を聞いてくれていることもあって、相談することにより悩みや不安の解決につながっている。
- ・ 以前、<u>保護観察対象者とうまくコミュニケーションが取れず、状況をうまく聴取できなかった</u>際に、主任官が、対象者を保護観察所に呼び出し、主任官が同席の上で面接を行う事があった。このほか、今後の保護観察対象者との面接の方法を打ち合わせる等のサポートを受け、<u>保護観察対象</u>者とのコミュニケーションが円滑になった。
- ・ 保護観察対象者(ぐ犯少年)の生活面で指導したい点があったが、大人の押し付けがましい態度が気に入らない様子であったため、強く指導すると保護観察対象者との関係が崩れてしまうおそれがあった状況において、主任官に対応方針を相談した。この相談に対し、主任官から保護司と対象者との良好な関係を崩さないことを優先するよう助言してもらうとともに、主任官が生活面の指導役を買って出てくれたことで、対象者と良好な関係を維持しつつ処遇活動を行えた。
- ・ アルコール依存症の保護観察対象者を担当したとき、会話が成り立たず困って主任官に相談したところ、そのような場合の接し方や使ってはいけない言葉などを具体的にアドバイスしてもらったことが役立った。
- ・ 以前、保護観察対象者が面接の際に面接時間等の約束を度々破ったことから対応に苦慮し、主任 官に相談した。主任官は、対象者を保護観察所に呼び出し、改めて保護観察の意義等を説明してく れた。
- ・ 保護観察対象者の特別遵守事項に「就職すること」と定められていたことから、保護司としては、協力雇用主へ就職させたいと考えていたものの、対象者は地元では働きたくないとしていたことから、主任官に電話で相談した。主任官からは、少々時間を掛けてもよいので本人の希望に沿うようにとのアドバイスをもらい、最終的に対象者は県外で就職することができた。
- ・ 委嘱後初めて保護観察事件の担当となり、対象者との面接方法や保護観察経過報告書の記載方法、交通事件の対象者が行う運転態度に関する検査結果の見方が分からないなど、何か困ったときはその都度主任官に電話で相談し、教えてもらった。
- ・ 最初に担当した保護観察事件の対象者が交通違反事案を起こしたため、主任官に電話で対応方 法を相談した。主任官から、事故報告書等、各種の書類提出手続について教示してもらった。
- 初めて担当した保護観察事件で、対象者を暴力団から離脱させるときに、主任官に相談した。主任官は、警察の窓口との橋渡しをしてくれて、非常に助かった。
- 主任官からは、「困ったことがあればいつでも相談してください。」との言葉を常に頂いている。

この声掛けは、心強く感じており、安心して活動できる。

(注) 保護司への実地調査の結果による。

また、経験豊富な先輩保護司等については、「これまで少年の保護観察対象者を担当したことがない」、「保護観察対象者から金銭を貸してほしいと要望された場合にどうしたらよいか分からない」など保護観察対象者への対応方法等に困ったり悩んだりしたことについて相談した結果、「あらかじめ対応方法を学ぶことができ、少年の対象者を担当する心構えができた」、「その後の対応で判断に迷うことがなくなった」などの意見が聴かれた。

## [他の保護司への相談内容と相談後の状況(主なもの)]

- ・ <u>これまで少年の保護観察対象者を担当したことがない</u>ため、少年を扱った経験のある先輩保護司にその接し方等を教示してもらった。これにより、<u>あらかじめ対応方法を学ぶことができ、少年</u>の対象者を担当する心構えができた。
- ・ 面接の際に、<u>保護観察対象者から金銭を貸してほしいと要望された場合にどうしたらよいか分からない</u>ため相談し、アドバイスが役に立った。先輩保護司からは、例え少額であっても金銭を貸すことは絶対にしてはならないとアドバイスを受けたため、<u>その後の対応で判断に迷うことがなくなった</u>。
- ・ 担当した保護観察対象者の行動に疑問を感じたときに、今後の対応方法について、先輩保護司 (この保護司を推薦した地区の元支部長)から助言を受けたくて相談した。先輩保護司からは、疑 問に思った内容を対象者に直接確認するよう助言があり、その後、疑問は解決した。
- ・ 保護観察対象者との面接方法で悩んだときなど、何かあれば先輩保護司や更生保護女性会で一緒に活動している保護司OBに、研修会議等の場における取組を通して相談し、先輩保護司の経験談を参考にしている。
- ・ 委嘱当初に複数指名で一緒に担当した警察出身の保護司に、主に保護観察事件において、様々な 対象者に応じた対応の方法についてアドバイスをもらっている。
- ・ 対象者との意思疎通がうまくいかず、本音を聞くことができないことに悩んでいたときに、経験が豊富な保護司に相談をしたところ、その保護司から、よくあることだから悩む必要はないと助言され、気が軽くなり助かった経験がある。
- ・ 処遇活動で悩んだ場合などに、先輩保護司であればどのように対応するか、意見や経験談を話してもらう。先輩保護司から、すぐにうまくいくとは考えず、粘り強く相手の本音を引き出すようアドバイスを受け、精神的な負担が軽減された。
- ・ お金の問題で苦しむ保護観察対象者がいて、生活保護のシステムや、自己破産したらどのような 制限を受けるのかを知りたいと思い、民生委員を兼務している保護司に相談するなど、必要に応 じて、知りたいことに詳しいと思われる保護司に相談している。
- ・ 2か月に1回開かれる分区の定例会において、経験豊富な他の保護司を含め、事例を共有し、意見交換をしている。困りごとで多いのは保護観察対象者が時間を守らないということであり、繰り返し連絡する、それでも駄目なら保護観察所に相談したらよいなどと助言し合っている。
- ・ 委嘱後 2、3 年目の頃に、対象者が面接の時間に遅れてくることが度々あったので、ブロック内で月1回行われる処遇会議の際に先輩保護司に対処方法を相談したことがある。

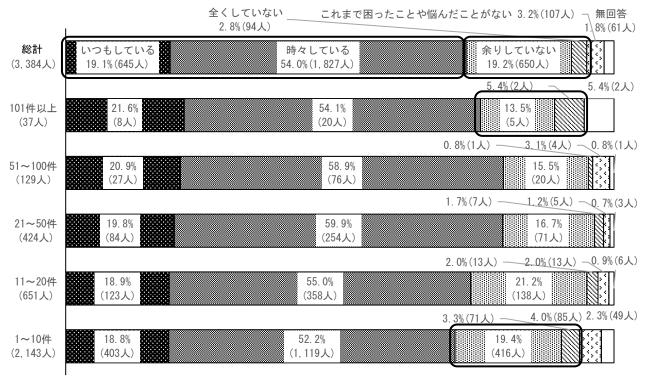
- ・ 対象者と連絡がつかない時の対応、受入家族を訪問する時の対応等、細かいことも含めて、気になった事は全て更生保護サポートセンターの企画調整保護司(特に事務局長)に相談しており、適 時適切なアドバイスを受けている。
- ・ 同じ分区の先輩保護司や得意分野を持っている保護司に、自宅への訪問や電話により相談している。相談内容は、保護観察経過報告書等の報告書類の書き方、保護観察対象者との面接時の不安な点等の具体的かつ細かい点が多く、非常に助かっている。主任官にも相談できるかもしれないが、主任官は多忙であり、相談するには自身も準備をしなければならないと思い敷居が高いと感じている。
- ・ 保護観察対象者が暴れているからどうにかほしいと対象者の家族から連絡を受け、対応に苦慮していた際に他の保護司に相談したところ、処遇活動とは別に個人として対応すべきではないと助言を受け、心理的な負担が軽減された。
- ・ 保護観察対象者との面接は更生保護サポートセンターで行っており、相談したいことがあれば、 面接終了後に常駐の企画調整保護司等に相談している。
- ・ 年に一度、「女性保護司の会」の研修会があり、そのときには包み隠さず周りに相談できて良い 機会となっている。他の女性保護司からも、成功談だけではなく、失敗談を聞くこともできて、勉強になる。
- ・ 主任官に相談するほど具体的な内容でないものについて、自身が所属している支部や校区内の 保護司に対し、保護観察対象者が面接に来ないことが続く場合にどのように対応しているか情報 交換等をしている。
- (注) 保護司への実地調査の結果による。

#### (保護観察官への相談状況)

保護観察官への相談状況について、アンケート調査の結果によると、図 3-(1)-ア-( $\phi$ )-②のとおり、保護観察事件を担当したことのある保護司の約 7 割は相談を「している」と回答している一方、約 2 割は相談を「していない」(注) と回答している。保護観察事件の担当件数階層別にみると、相談を「していない」と回答しているのは、担当件数が 101 件以上では 18.9%の保護司、1 件以上 10 件以内の保護司では 22.7%の保護司となっており、担当件数により大きな差はなく、多くの事件を担当していても保護観察官に相談していない保護司は一定程度みられる。

(注)「余りしていない」と「全くしていない」とを合わせたもの

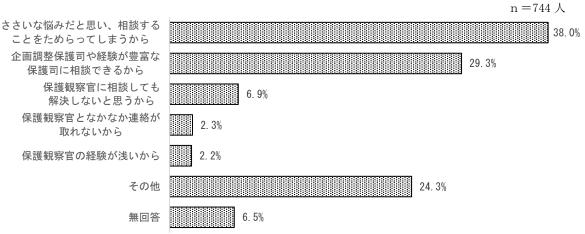
#### 図 3-(1)-ア-(ウ)-② 保護司が処遇活動で困ったときや悩んだときの保護観察官への相談状況



- (注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。
  - 2 調査の対象は、保護観察事件を1件以上担当したことがある保護司3,384人である。
  - 3 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

保護観察官に相談していない理由について、アンケート調査の結果によると、図 3-(1) -ア-( $\dot{\eta}$ )-③のとおり、最も多いのは「ささいな悩みだと思い、相談することをためらってしまうから」(38.0%)であり、次に「企画調整保護司や経験が豊富な保護司に相談できるから」(29.3%)となっている。

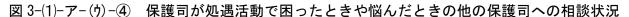
# 図 3-(1)-ア-(ウ)-③ 保護観察官に相談していない理由

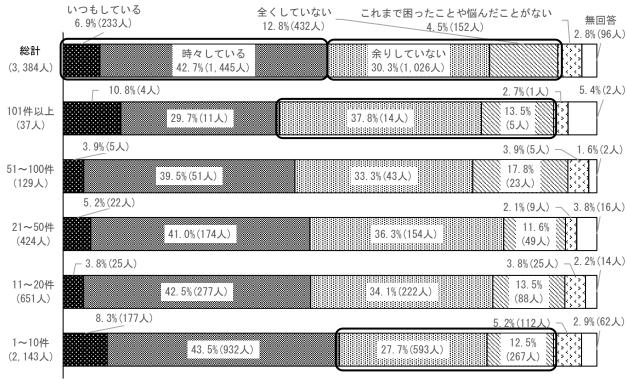


- (注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。
  - 2 調査の対象は、図 3-(1)-ア-(ウ)-②のうち「余りしていない」又は「全くしていない」と回答した保護司 744 人である。
  - 3 複数回答である。

#### (他の保護司への相談状況)

他の保護司への相談状況について、アンケート調査の結果では、図 3-(1)-ア-(ウ)-④のとおり、約5割の保護司は相談を「している」と回答している一方、4割強の保護司は相談を「していない」と回答している。保護観察の担当件数階層別にみると、相談を「していない」と回答しているのは、101件以上では51.3%の保護司であるのに対し、1件以上10件以内では40.2%の保護司となっており、保護観察事件の担当経験が多いほど他の保護司に相談していない保護司の割合が高くなる傾向がみられる。





- (注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。
  - 2 調査の対象は、保護観察事件を1件以上担当したことがある保護司3,384人である。
  - 3 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

また、実地調査において、他の保護司に相談を「していない」としている保護司 55 人 (「余りしていない」39 人、「全くしていない」16 人) から、他の保護司に相談していない理由を聴取したところ、「主任官に相談することで、問題が解決している」、「各保護司によって、処遇の方法や方向性等、多様な考え方があるため、保護司には余り相談せず、主任官に相談するようにしている」など、他の保護司よりも優先して保護観察官に相談しているといった理由が挙げられた。また、「保護司には守秘義務(注)が課せられており、他の保護司に対してどこまで話してよいのかが分からない」、「守秘義務の関係で、担当している対象者の個人情報を他の保護司に話すことは差し控えなければならないと思っている」など、守秘義務があるため相談しにくいといった理由が挙げられた。

(注)保護司法第9条第2項において、「保護司は、その職務を行うに当つて知り得た関係者の身上に関する秘密を尊重し、その名誉保持に努めなければならない」とされている。

# [他の保護司に相談していない理由 (主なもの)]

分類	理由の内容
主任官に相談している	・ 主任官に相談することで、問題が解決しているため。(4年目、1件) ・ 各保護司によって、処遇の方法や方向性等、多様な考え方があるため、保護司に は余り相談せず、主任官に相談するようにしているため。(5年目、3件)
	・ 現在は、悩みや不安があった場合には主任官に相談し、助言を得ることで解決しており、主任官ではなく他の保護司に相談したい悩みや不安もないことから、他の保護司に相談は余りしていない。(2年目、2件)
守秘義務等があるため	・ 保護司には守秘義務が課せられており、他の保護司に対してどこまで話してよい のかが分からないため、担当している事件の内容を話しても、きちんと理解しても らうのは難しいと思う。また、相談する保護司によって答え方が異なるため、経験 豊富な保護司への相談は非合理的であると思う。したがって、更生保護のプロフェ ッショナルである保護観察官に相談するようにしている。(4年目、3件)
	・ 守秘義務の関係で、担当している対象者の個人情報を他の保護司に話すことは差し控えなければならないと思っているので、個別案件について先輩保護司に相談することには消極的であった。(5年目、1件)
	・ プライバシーの問題もあり、どの程度まで他の保護司に相談してよいか分からないからである。(3年目、1件)
一人で解決 できている	<ul><li>困ったことや悩みごとができても、ほとんどが自分一人で解決できているため。 (6年目、7件)</li></ul>
その他	・ 自分自身が他の保護司から相談を受ける立場にあるため。(30年目、60件) ・ 自身が保護司会事務局長及び企画調整保護司を兼任しており、保護司の経験年数 も長いことから、他の保護司に相談する機会は余りない。また、処遇活動に当たっ て、保護観察対象者との心理的な距離感に悩むことがあったが、具体的な内容は保 護観察対象者の家族関係等の機微に触れるものであるため、他の保護司に相談する ことに抵抗があった。(20年目、60件)

#### (注) 1 保護司への実地調査の結果による

2 ( ) 内は、保護司の経験年数とこれまでの保護観察事件の累積担当件数である。

なお、法務省から、他の保護司への相談における守秘義務の考え方について聴取した ところ、「保護司間のやり取りは、互いに守秘義務が課せられているため、特に制限して いない」としている。